

平成 2 9 年 1 0 月 2 日

審議会等の会議の開催結果

1 会議の名称	第 1 1 回加東市地域公共交通活性化協議会
2 開催日時	平成 2 9 年 8 月 1 0 日（木）書面協議開始 平成 2 9 年 9 月 2 6 日（火）書面協議終了
3 開催場所	書面開催
4 議題及び審議の概要	○議題 ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・自家用有償旅客運送の更新登録及び変更登録について
5 傍聴者数	—
6 問合せ先	加東市協働部企画協働課 電話 (0795)43-0389
7 その他	協議結果は、別紙「第 1 1 回加東市地域公共交通活性化協議会の協議結果等について」のとおり

第11回加東市地域公共交通活性化協議会の協議結果等について

1 協議結果

- (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画について
 - ・全会一致で承認されました。
- (2) 自家用有償旅客運送の更新登録及び変更登録について
 - ・全会一致で承認されました。

2 委員の意見及び事務局の回答

- (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画について

委員の意見

- ・計画に記載している路線について、利用者の利便性を向上させることで利用者の増加を目指すということだが、自家用車の利用者が多いなかで、計画の目標達成は難しいのでは。

事務局の回答

- ・路線バス等の運行ルートや乗り方などを記載した公共交通ガイドブックを作成し、これを利活用したモビリティ・マネジメントを実施します。この活動により、自家用車中心の生活から公共交通機関を利用する生活に転換するきっかけとしてもらい、路線バスの利用者を少しずつでも増やし、計画の目標達成につなげたいと考えています。

委員の意見

- ・公共交通機関のない地域での高齢者等の移動手段として大切なものであると思う。

事務局の回答

- ・引き続き、公共交通機関のない地域において高齢者等の移動手段を確保できるよう、計画の目標達成に向けて取り組んでいきます。

委員の意見

- ・今回の協議会の資料No.1の2ページの表に書かれた「利用者目標」はどのような性格のものか。
- ・前回の協議会の資料No.3の2ページに「見直し基準」が記載されていたが、今回の協議会の資料には「見直し基準」が記載されていない。これは「見直し基準」が消えたのか、前回の協議会で承認済みなので記載していないのか、いずれか。
- ・計画に記載している路線のうち②と④の天神松沢線は、いずれも「見直し基準」の達成が難しいことが予想されるが、仮に達成できなかったときはどうするのか。

事務局の回答

- ・「利用者目標」は、達成すべき（目指すべき）基準と考えています。平成30年度の目標は、最近の利用状況から大幅な利用者の増加は見込めないため現状の利用者数の維持を目指すこととし、平成28年度の利用実績等を踏まえたものを設定しました。単に目標を下げるというのは甘い対応だというのはご指摘のとおりですが、より現実的な目標を設定したと考えています。
- ・「見直し基準」は全会の協議会で承認済みなので、今回の協議会の資料には記載しませんでした。全会の協議会で承認された「地域内フィーダー系統確保維持計画」から加筆した部分について改めて承認をいただくため、加筆した部分と直接関係のない説明については省略しています。
- ・ご指摘のとおり平成30年度の「見直し基準」は「1日当たりの運行回数×2人」に統一しています。平成30年度分から国の補助要件が「1日当たりの運行回数×2人」となるため、国の補助が受けられない水準まで利用者数が減少した場合は、その路線を見直すこととしています。

委員の意見

- ・祝日、週末、夏休み等の連続した休暇時に東条湖及びその周辺へ行く公共交通機関が無く不便である。自動車を運転できない子ども達の移動手段が無い状況なので、路線や接続先の改善や追加はできないか。

事務局の回答

- ・神姫バスの天神松沢線（東地区循環南山経由）と社三田線の運行ルートの変更や東条湖おもちゃ王国が運行する無料送迎バスとの連携について、バス事業者や東条湖おもちゃ王国と協議を行い、東条湖及びその周辺における公共交通機関の確保について検討していきます。

委員の意見

- ・1日に2～3人しか利用しない路線は、「一定数の利用者がいたことから通学、買い物、通院などの日常生活に必要な移動手段は確保できた。」とは言い難いので、ダイヤや路線等を再考してほしい。例えば、社三田線の赤字路線改善事業とはしないで、電鉄小野駅行きの路線について小野市と協議すべき。また、小野方面行きにこだわらず、やしろショッピングパークBio周辺でのバスターミナル整備と絡めて、天神から小田、山国を経由して社に行く路線や、天神から厚利を経由して社に行く路線を検討するなど、もっと柔軟な発想を求める。

事務局の回答

- ・社三田線の運行ルートの変更、Bio周辺でのバスターミナル整備を含めて、地域

や交通事業者と協議を行い、東条地域内や社東条間・小野東条間のバス路線をどのようにしていくか検討していきます。

(2) 自家用有償旅客運送の更新登録及び変更登録について

委員の意見

- ・利用者の状況により、停留所の位置変更や増設を行い、高齢者等の利用者の自宅に近づけることは、利用者の利便性を向上させるのでよいことである。
- ・年々利用者が増加しているので継続していただきたい。
- ・利用者数が年々微増ではあるが増加傾向にあり、公共交通機関のない地域において引き続き実施いただきたい。

事務局の回答

- ・今後も、米田ふれあい線及びきよみず線の利用状況を把握し、利用者の利便性が向上するよう改善を行い、公共交通機関の空白地において市町村運営自家用有償旅客運送を実施していきます。

委員の意見

- ・米田ふれあい線の新設バス停と隣接バス停間の所要時間が1分以内となっているが、無理のないダイヤになっていないか確認いただきたい。

事務局の回答

- ・今回の米田ふれあい線のバス停の位置変更と増設に伴い、実際に新しい運行ルートを試走した上で新しいダイヤをつくりましたので、無理のないダイヤとなっています。

委員の意見

- ・米田ふれあい線ときよみず線は運行曜日が異なるにもかかわらず、異なる車両を使用しているが、なぜか。(一見したところ、1台の車両で可能な運行を2台で行っているように見える。)
- ・車両を使用しない日はどのように活用しているのか。

事務局の回答

- ・米田ふれあい線ときよみず線は運行曜日が異なりますが、異なる車両を使用しています。これは、車両の運転から維持・管理までの運行業務を一括してそれぞれの地区に委託していることと、2つの地区が物理的に離れているため、1台の車両で両地区の自家用有償運送を行おうとすると、地区間を車両移動させる労力が余分に必要となり非効率になるためです。

- ・運行日以外の日には、車両をそれぞれの地区にある車庫で管理しています。(活用は行っていません。)